

さいたま市立大宮北小学校PTA会則

第1章 名称と事務所

第1条 本会はさいたま市立大宮北小学校PTAと称し、事務所をさいたま市立大宮北小学校に置く。

第2章 目的

第2条 本会は児童の健全な成長のために、保護者と教職員との緊密な協力により、会員相互の教養と親睦向上を図ることを目的とする。

第3章 方針と活動

第3条 本会は第2章の目的を達成するため、次の方針に従って活動する。

- 1 本会は特定の宗教、政治及び企業活動に利用してはならず、また学校の人事その他管理には干渉しない。
- 2 本会は児童・青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。

第4条 本会は第2章の目的を達成するため、次の活動をする。

- 1 学校経営に関する協力と援助に努める。
- 2 児童の教育推進のための協力及び校外活動の実施、教育環境の改善と充実に努める。
- 3 会員の教養の向上を目指し、文化活動の助成、研修ならびに親睦を深める。
- 4 その他、目的達成に必要な活動を行う。

第4章 会員

第5条 本会は、本校に在籍する児童の保護者（これに代わる者を含む）と教職員を会員とする。

第6条 1 本会の会員は、世帯単位をもって会費を納めるものとする。

2 会費は、月額500円とする。

補足：ただし事情がある会員については、学校側と協議（または委員会に諮り）の上、減免することができる。

3 転出の場合、児童の最終登校日の当月分まで納める。転入の場合は転入月の翌月分から納める。但し、転入の事由発生日が月の初日の場合のみ当月分から納めることとする。

4 会員の個人情報の取扱い(別紙参照)については、個人情報保護法に基づいて、本会役員が適切、かつ慎重に管理する義務を負う。

第5章 組 織

第7条 本会に次の役員を置く。

- | | | |
|---|-------|-------------------------|
| 1 | 会 長 | 1名 |
| 2 | 副 会 長 | 4名 (内1名は教頭) |
| 3 | 監 事 | 3名 |
| 4 | 書 記 | 2名 |
| 5 | 会 計 | 3名 (内1名は教職員) |
| 6 | 各事業部長 | 1名 各事業部副部長 2名 (内1名は教職員) |
| 7 | 顧 問 | 1名 (校長) |

第8条 本会に次の委員を置く。

- 1 運営委員・・・会長、副会長、書記、会計、各事業部部長(副部長は任意)、学年委員長、副学年委員長

第9条 本会は次の事業部を置き、学級委員と教職員で構成する。ただし、必要に応じ、特別事業部会を設けることができる。

- 1 環境・交通部 児童の登下校の安全、防犯とそれらに関する校外活動を担当する。
- 2 広 報 部 機関紙の発行、その他広報活動に関することを担当する。
- 3 総 務 部 P T A活動を円滑に進め、児童の教育環境を整備するための活動を担当する。

第6章 役員及び委員の選出

第10条 役員を選出は次のとおりとする。

- 1 会長、副会長、監事は、毎年推薦委員会において推薦され、定期総会の議を経て、就任する。
- 2 書記及び会計は、会長が委嘱する。
- 3 推薦委員会の構成その他は、細則で定める。
- 4 各事業部の正副部長は、各委員の互選とし、部長は運営委員となる。副部長は2名とし、内1名は教職員とする。

第11条 委員の選出は次のとおりとする。

- 1 学級委員は、学級ごとに3名選出し、環境・交通部、広報部、総務部の各事

業部に所属する。ただし、1学年1学級の場合に関しては選出人数を6名とし各事業部に2名ずつ所属する。

- 2 学年委員は各学年の学級委員がこれを兼任する。
- 3 正副学年委員長は学年委員の互選とする。

第12条 正副会長、各事業部正副部長、書記、会計、監事、学年委員長は相互に兼任することができない。

第7章 役員及び委員の任期

第13条 役員及び委員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし正副会長の再任は2回、同一事業部長の再任は1回を原則とする。また、役員は引き続き他の役員に選任されることができる。ただし同一役職にあたることが通算3年を超えてはならない。 補欠役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第8章 役員及び委員の任務

第14条 役員及び委員の任務は、次のとおりとする。

- 1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時には、その職務を代行する。
- 3 監事は、本会の会計を監査する。
- 4 書記は、会議の記録、その他の庶務を行う。
- 5 会計は、本会の会計事務を処理する。
- 6 事業部長は、各事業部を総括する。
- 7 学年委員（学級委員）は、学年児童と会員の相互理解と交流に務める。
- 8 学年委員長・副学年委員長は、学級と運営委員会の連携に務める。

第15条 顧問はすべての会に出席して意見を述べることができる。

第9章 機 関

第16条 本会に、次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 運営委員会
- 3 全体事業部会
- 4 学年委員会
- 5 事業部会

第17条 定期総会は年1回開催し、役員及び予算・決算の承認並びに事業・会計の報告

をする。また、必要に応じて臨時に開くことができる。

- 1 定期総会は、この会の最高議決機関であり、年1回開催する。
- 2 総会の招集は、会長が行う。
- 3 議長は、出席者の中から選出する。
- 4 ①総会では、状況に応じて書面決議での開催も可とする。
②書面決議の場合の議決は電子投票とする。
- 5 定足数及び表決について
①総会は、全会員の二分の一以上の出席がなければ成立しない。ただし、委任状の提出をもって、出席したものとする。
②議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

*総会では、

- ①会則の制定および改廃
- ②予算案の説明と決算の報告
- ③活動報告と活動計画案の発表
- ④役員を選任
- ⑤その他の重要事項

を行う。

*臨時総会

- ①会員の三分の一以上の請求があった場合
- ②会長が必要と認めた場合

招集することができる。

第18条 運営委員会は、運営委員及び顧問で構成され、会長が随時招集して、本会の事業について審議、運営する。

- 1 招集は、会長が行う。

*運営委員会では、

- ①各事業部の活動状況、活動予定の報告。
- ②学校行事等の報告や、協力の要請。
- ③各事業部の計画や予算の流用についての協議
- ④各学年委員会からの報告や協議内容の提示。

を協議し、決議する。

第19条 全体事業部会は、役員、事業部員で構成され会長が必要に応じて招集し、重要な事項を協議する。

第 20 条 学年委員会は、各学年の学級委員および学年担任で構成され、随時開催して、学年諸事項につき協議運営する。

- 1 学年委員会は副会長も出席、そこでの意見を吸い上げ、本部で協議する。学年委員会の事後報告を必ず行う。
- 2 学年委員会の事後報告を必ず本部に行う。

第 21 条 事業部会は、随時招集して事業の計画および執行につき協議する。
本部会は、役員で構成され会長が随時召集し、会全体の円滑な運営のために協議や諸準備を行う。（*執行部の名称をやめ本部に統一）

第 22 条 議事は、出席者の過半数をもって決める。第 16 条の第 1、2、3 項の議長は正副会長を除く構成員から選び、第 4、5 項の議長は、招集者がこれにあたる。

第 10 章 会 計

第 23 条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をあてる。

第 24 条 本会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行なう。

第 25 条 本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、その承認を得なければならない。

第 26 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

*その他の検討事項

★旅費について

- ・会員が会務により出張するときは旅費を支給する。
- ・交通費は、公共交通機関利用の実費とし、本校を起点とする。

★物品購入について

- ・50 万以上 総会で決定
- ・5～50 万未満 運営委員会で決定
- ・～5 万未満 該当部と決定

★文書の保管年限について

各文書は 5 年保管とする

会計細則

- 第1条 この会の会則に基づく会計に関する処理及び会計監査については、この規則による。
- 第2条 予算作成は会長を責任者とする。会長は会計担当者等と協議の上、収支状況に応じて慎重に検討する。
- 第3条 次の場合、運営委員会の審議了承を得なければならない。
- 1 予算の各項を流用するとき
 - 2 予備費より支出するとき
 - 3 特別会計より支出するとき
 - 4 収支状況の変化に伴い、会費の集金計画の変更があるとき。この場合は運営委員会を経て、速やかに会員にお知らせする。
- 第4条 会計は次の帳簿を記帳し、保管する。
- 1 金銭出納簿
 - 2 証票書類
 - 3 その他必要な帳簿
- 第4条 監事は、年2回会計監査を実施しなければならない。
- 第5条 監事は、次の事項について監査し、その結果を総会に報告しなければならない。
- 1 予算の運用及びその適否
 - 2 収入及び支出の適否
 - 3 帳簿及び証票書類の適否
 - 4 備品管理の適否
 - 5 現金の確認
 - 6 その他必要と認める事項
- 第6条 各帳簿、証票書類及び会計報告書は、年度別に整理し5年間これを保存しなければならない。

推薦委員会に関する細則

- 第1条 推薦委員会は、会則第10条第1項の役員（会長、副会長、監事）を推薦し、本人の内諾を得て、総会に推薦する。
- 第2条 推薦委員会は、各学級より1名、教職員3名、運営委員より2名で構成し、毎年2月迄に発足する。

第3条 推薦委員会の委員長は、運営委員会から選出された委員の中の1人があたり、副委員長は委員長が委嘱する。

第4条 推薦委員長は、構成員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決を行なうことができない。

第5条 推薦委員会の議事は、出席した構成員の過半数で決する。

協力員について

本校ではPTA活動を円滑に進める為、事業部員の他に協力員を置く。

個人情報取扱規則

(目的)

第1条 さいたま市立大宮北小学校 PTA（以下、「PTA」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA 役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 PTA は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 PTA における個人情報の管理者は、PTA 副会長とし、PTA 会長がこれを任命する。

(取扱者)

第4条 PTA における個人情報の取扱者は PTA 本部役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 PTA は個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、PTA 活動名簿作成（保険事務）、その他の文書の配布
- (2) 会員名簿、緊急連絡簿、委員会名簿、登校班名簿の作成・運用
- (3) PTA 行事等の出席名簿、選考委員会役員選出名簿

(利用目的による制限)

第8条 PTA は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管および持ち出し等)

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等についてはセキュリティ管理を厳密に実施し、持ち出しについては、電子メールでの送信・デバイス本体に関しても暗号化やパスワードを施す等の管理を適切に行うこととする。紙媒体に記載されたものは鍵のかかる場所で保管する。管理者、取扱者以外の目に触れるところに放置しない等の管理を適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報には次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条 個人情報を第三者に提供したときは、事項について記録を作成し、保存する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象の氏名
3. 提供する情報の項目
4. 提供する対象の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の事項について記録を作成し、保存する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第14条 PTAは、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第15条 個人情報を漏洩等（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者であるPTA副会長及びPTA会長に報告しなければならない。

(研修)

第16条 PTAはPTA役員に対して、定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 PTAは個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

付則

本規則は、平成30年5月2日より施行する。

付 則

- 1 本会の会則は、総会の決議を経なければ改正することができない。
- 2 この会則は、昭和 61 年 5 月 1 日より改正施行する。
- 3 この会則は、平成 7 年 5 月 24 日より改正施行する。
- 4 この会則は、平成 12 年 4 月 28 日より改正施行する。
- 5 この会則は、平成 14 年 2 月 20 日より改正施行する。
- 6 この会則は、平成 15 年 5 月 7 日より改正施行する。
- 7 この会則は、平成 16 年 4 月 30 日より改正施行する。
- 8 この会則は、平成 17 年 1 月 25 日より改正施行する。
- 9 平成 20 年度に限り、副会長を 5 名（内 1 名は教頭）とする。
- 10 この会則は、平成 23 年 5 月 6 日より改正施行する。
- 11 この会則は、平成 26 年 5 月 2 日より改正施行する。
- 12 この会則は、平成 30 年 5 月 1 日より改正施行する。
- 13 この会則は、令和 4 年 5 月 16 日より改正施行する。